

交運労協 FAX ニュース NO. 23

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル 3階 発行日 2016年6月3日

TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570

発行人 高松 伸幸

交運労協URL <http://www.koun-itf.jp>

第10回軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

総合的な対策(最終とりまとめ)を確認!

1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けて国土交通省が設置した「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の第10回委員会が、6月3日に開催された。

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会は、3月に「中間整理」をとりまとめて以降、今後具体化を図るべき事項及び引き続き検討すべき事項について議論を重ね、本日の第10回委員会にて「総合的な対策(最終とりまとめ)」を確認した。今後、同委員会は、引き続き、対策の進捗状況について検証を行っていくこととなっている。

交運労協は、引き続き、同委員会の検証作業に参画するとともに、適宜、報告会等を開催し、各構成組織・地方交運労協に対策の進捗状況を明らかにしていくこととしたい。

なお、「総合的な対策(最終とりまとめ)」で示された基本的考え方は以下のとおりである。

- (1) 貸切バスの安全運行確保のため、国は、貸切バス事業者、運行管理者等が遵守すべき事項をソフト面、ハード面の双方から総合的に見直し、必要な強化を行う。
- (2) 国は、貸切バス事業者等の法令遵守状況を厳格にチェックし、違反について早期是正を図る。また、新たに貸切バス事業の許可に更新制を導入すること等により、不適格者については、事業からの退場を辞さない覚悟で臨む。また、不適格者の容易な再参入を阻止する。
なお、貸切バス事業への参入時においても、法令遵守の見込み等を厳格にチェックし、不適格者については、事業への参入を阻止する。
- (3) チェックの実効性を高めるため、貸切バス事業に係る国の監査・審査業務のあり方を抜本的に見直す。あわせて、事業者団体の自浄作用を強化するとともに、道路運送法上の民間指定機関による適正化事業を活用する。
- (4) 安売りが安全運行に係るコストの削減につながる悪循環を防止するため、ツアーを企画する旅行者等も参画し、下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化を図る。また、貸切バスの安全性に関連する情報を利用者への提供のための「見える化」等を推進する。
- (5) ハード面の安全対策による事故防止を促進するため、国は各種安全装置の普及に向け、ガイドラインの作成や必要な支援を行う。

以上